保険学セミナー新幹事就任あいさつ これからの保険法学にむけて

2023年12月9日保険学セミナー(東京)懇親会

このたび、前任の金岡京子先生が、勤務校の副学長になられました。保険法研究者が大学 運営の重責を担うということは非常に誇らしいことではありますが、週末にもわたる多忙 な公務のため、任期中ではありますが保険学セミナーの司会を私が担当することになりま した。

司会を務めるにあたり、公約とまでは言いませんが、目標とすることを2つ挙げたいと思います。

1つは保険法学の再構築です。これまで保険法は私法の中でも商法の特別法とされてきました。そして契約は有効か無効か、支払事由があるのかないのか、免責事由があるのかないのかという問題がメインの問題とされてきました。しかし、最近の保険学セミナーの商学・経済経営学の部で扱われているテーマは、本日の宮地先生のご報告になったカスタマー・ハラスメントもそうですし、どういう場合に生命保険を購入するか、金融リテラシーや社会保険との棲み分けなど、商法の特別法という観点では回収しきれない様々なテーマが扱われています。他方で、商法は商法で、会社法研究のウェイトがどんどん上がり、法と経済学の流入など専門分化が進んでしまい、会社法研究と保険法研究との間には溝があるように思います。それならば、これからは「商法の先生に保険法を研究していただく」ということにこだわらず、生命保険に関して保険会社あるいは社会にとって重要な課題の研究を「面白い」と思っていただける法律系の研究者については商法に限らずどんどんはいっていただきたいです。そして、そこで集まった人たちの研究の全体像がこれからの「保険法」だと考えていきたいと思っています。

しかし、この方法には大きな危険があります。新しいことばかりに気をとられるとこれまで「保険法」研究を支えてくれた専門家の先生方がいなくなってしまう。しかも新しい領域の拡張にも失敗するとまさに「そして誰もいなくなった」状態になってしまいかねません。そうならないように、これまで通り保険法の専門家の先生には当然大事にしていただく。そのために、私だけではなく、保険法の専門家の深澤先生と二人で幹事をいたします。そして、保険法の専門家の先生方には、これまで通り民事法の研究をしていただきながら、新しい領域の研究にも挑戦していただき、さらに新しく保険法にやってきていただいた他分野の研究者の方々のハブとなっていただきたいと思っています。

そして、すでに保険法の先生方は、インシュアテックだったり、遺伝子情報だったり新たな分野の研究をなさっています。これは、純粋な商法研究ではなく、個人情報保護法やプライバシー、データ法といった様々な知見が総動員されています。これを「保険法以外の研究」と考えるのではなく、さまざまな discipline を必要とする研究領域こそが「保険法」なのだと考えていきたいと思っています。保険法の位置づけを、商法の特別法というこれまでの位

置づけから、真に保険に関する社会の重要課題の解決・分析に必要となる法領域の集合体と再定義したいと考えています。そのために、保険法の専門家の先生にはこれまで以上に保険法研究の「中心」・「ハブ」となっていただき、商法にこだわらず、さまざまな法領域の研究そして研究者の先生方と連携していく場に保険学セミナーをしていきたいと思っています。しかし、このように考えると、さまざまな分野の先生方との意見交換がこれまで以上に大事になります。そのための場として1コマ60分のセミナーというのはやはり心もとない。しかし研究会の時間を長くするというのはダラダラと議論が続いてしまうだけになってしまう。そこで、2つ目の目標は、毎回、法律の報告の後には「懇親会」を開催するということです。言ってはいけないことなのかもしれませんが、実は座長には手当が支給されるらしいのです。この手当を経費に回して、法律セミナーは報告者の先生や参加者の先生で任意でいいので毎回懇親会開催を目指していきたいと思います。そのためにも、報告の先生方はもちろんのこと多くの先生方に対面式で参加していただきたいと思っています。

保険法の再定位と懇親会開催、この 2 つの目標の宣言をもって新幹事の挨拶とさせていただきます。